

平成29年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 11月発送用(表面)

料金後納
郵便

親展

様

大切なお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告(年末調整・確定申告)する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管してください。

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
Japan Pension Service

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

〒

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 様

住 所

平成29年中(1月1日から10月2日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 平成29年10月3日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 印

平成29年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
(ご参考)		
②見込額	10月3日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成29年1月1日から10月2日までに納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、②見込額・③合計額が表示されません。
 - ・他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合
 - ・平成30年3月または平成31年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の未納期間がある場合 など

納付状況の内訳

年	月	納付対象月														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			

- 「済」は平成29年中に納付された月を、「見」は平成29年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

- 「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
- 10月3日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

XXXX XXXX XXX X

社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。

「切り取らないでください。」

